

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 4 号	
件 名	未納道路占用料等，市の債権管理の適正な処理を求めることについて	
要 旨	<p>法令遵守，債権管理ができない，しない新潟市土木部等の道路占用料の担当部署は，明確な違法行為を習慣的に行ったり，慣例化，前例等を遵守することで，それ自体をルール化しています。普通は，適法に運営された道路占有許可を前例と言いますが，法令の基準に準拠していないのです。</p> <p>土木部ほかは，平成24・25・26年度の3年間で600万円以上の債権がありながら，未納者に対する督促を失念していたとのことです。もうすぐ時効になります（5年）。多額の未収金を放置していたにもかかわらず，新潟市は失念していたで終了です。法令は，人がいない，忙しい，失念していたなんて，そんな弁明は認めていません。措置，改善，再発防止なんて文書だけです。前例があるから，忙しくて人がいないからで終了です。そんな弁明は認められません。なぜ放置したのでしょうか。6カ月後も1年後も，再発防止の措置，対応は何もしていません。</p> <p>他部署でも問題が多発しています。見られたくない，見せたくない，時効を待つのが前例化しているのです。インターネット化しても，他部署は市政情報室に今までどおり文書を設置し，ホームページにも掲載をしていますが，監査委員事務局は文書の設置を廃止，禁止しているため，監査で指摘したこの問題も市民は見る事ができません。国は文書とインターネットでの公表が一般的と言っています。禁止した理由が判明しました。不正を隠したいから，見せたくないから，監査報告書を遠くにある監査委員事務局にしか設置していないのです。市民にわかりやすい公表に努めるなんて指針は廃止すべきです。</p> <p>ついては，早急に第三者委員会を設置するよう求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>	
付 託 年月日 委員会	平成 31 年 2 月 19 日	第 1 項 第 2 項 } 環境建設常任委員会
受 理	平成 31 年 2 月 12 日	第 5 4 4 号

記

- 1 道路占用料ほか, 全ての債権管理について第三者委員会を設置し, 実態を解明すること。
- 2 議会は真相究明に当たる責務を果たすこと。

H28 中央区道路占用料収入未済額の内訳 (許可年度別)  
(単位: 円)

許可年度	収入未済額	備考
平成19年度	127,297	不納欠損
平成20年度	106,640	不納欠損
平成21年度	493,106	不納欠損
平成22年度	222,159	不納欠損
平成23年度	514,980	不納欠損
平成24年度	1,191,238	} 6,746,470
平成25年度	1,705,193	
平成26年度	3,347,231	
平成27年度	196,040	
平成28年度	306,768	

※中央区以外にも土木部, 西区にあります。